

国立市総合基本計画(第5期基本構想・第1次基本計画)策定要領

1. 策定に当たって

現在国立市で定めている第四期基本構想は、平成17年12月議会において議決されたものであり、平成27年度に10か年の計画期間が満了することとなる。

この間、平成23年の地方自治法改正により、地方分権の推進を目的とする義務付け見直しの観点から地方自治法第2条第4項が削除され、市町村に対する基本構想の法的な策定義務はなくなった。しかしながら、市民が思い描く理想を都市像や市民像という形でまとめ、市民と議会・行政が一体となってその実現を目指すという基本構想の理念の重要性には何ら変わりはない。また、超高齢社会の本格的到来や「失われた20年」を乗り越えようともがく社会経済情勢等、激変する社会環境の中で、将来にわたって国立市が魅力あるまちであり続けるためには、今まで以上に戦略的にまちづくりを進めていく必要がある。

以上を踏まえ、市行財政の総合的な推進を図る中長期的計画・指針として、次期基本構想・基本計画の策定を行う。

2. 策定の必要性・位置付け

- (1) 多様化する市民ニーズや、社会情勢の要求に応えられる行財政運営を行う。
- (2) 複雑かつ多岐にわたる行政領域を総合的にまとめ推進していく最上位計画として策定する。
- (3) 激変する社会環境の変化に対応し、市が魅力的であり続けるため、市民と議会・行政が一体となって実現していくまちの将来像とそこに向かう戦略を明確にする。

3. 計画の体系・期間

(1) 計画の体系

現計画の枠組みと同様に、最上位に「基本構想」を置き、市の将来の目標と基本的施策、重点戦略を明らかにする。第2層として「基本計画」を置き、基本構想実現のため、分野ごとの現状と課題の分析を踏まえた市政運営の計画を定める。さらに、政策実現のために、より実際的、具体的な事業について検討し定める「実施計画」を第3層に置く。

(2) 計画期間

これまで国立市では、1966年に当時の自治省の研究会が示した総合計画の基準モデルや国・都との計画の整合性を考慮し、基本構想の計画期間を10年と定めて、策定を行ってきた。一方で、時代の要請や民意をより適切に反映する仕組みとして、計画期間を市長任期と連動させることが、昨今の主流となりつつある。

こうした情勢を踏まえ、今回の策定に際しては、計画期間についても同時に検討していくこととする。

4. 策定体制

(1) 附属機関（国立市基本構想審議委員会）

附属機関として設置されている国立市基本構想審議委員会（委員：市議会議員、学識経験者、一般市民各5人以内 計15人以内）を中心に策定していく。

(2) 庁内体制

基本構想については、理事者及び部長層で構成される国立市基本構想検討委員会を中心に、基本計画については、部課長層等で構成される基本計画企画会議を中心に進めていくこととする。

必要に応じて作業部会等を設置し、上位の機関のサポート体制を整備する。

(3) 市民参加等

基本構想の策定に当たっては、附属機関である基本構想審議委員会への市民参画を求め、市民と議会・行政が一体となる体制を確保する。

また、以下に掲げる手法を用いて広く市民の声を聴き、その意見を計画に反映していく仕組みを構築する。

- ① パブリックコメント
- ② タウンミーティング
- ③ 世論調査・意識調査結果の活用
- ④ 無作為抽出の手法を用いた市民ワークショップの開催
- ⑤ 次代を担う大学生世代、地域社会の構成員である各種団体をそれぞれ対象とした懇談会、より深く地域ニーズをつかむための地域懇談会の開催

基本計画についてはより行政計画の側面が強いことを踏まえ、基本構想の策定過程での市民意見を充分に尊重しながら、行政が責任をもって策定していく。原案がまとまった段階で、パブリックコメントやタウンミーティングの手法を用いて更に市民意見のヒアリングを行い、計画に反映していくこととする。

5. 策定スケジュール

